

平成 27 年度税制改正に関する提言

平成 26 年 10 月 29 日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実強化全般について

- 1 国と地方の税源配分については、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税源の充実強化を図ること。その際には、地方消費税の充実などにより税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 2 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実強化するため、地方財政計画に福祉・医療など社会保障関係経費を始め、増加する地方の財政需要を適切に反映させるとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要額全額を確保できるよう地方交付税の原資となっている国税 5 税の法定率を引き上げ、総額を増額すること。

個別項目について

- 1 復興特区における税制上の特例措置の期間の延長について、被災地の声を十分に反映し、改善すること。
- 2 自主的な避難も含め、今回の事故により避難を余儀なくされている住民の多様な要請に応え、生活の質の向上を図るとともに、一日も早く故郷に戻り、元の生活を取り戻せるよう、住宅対策や生活資金の手当てのほか、二重ローン対策、雇用の確保、就労支援、事業活動支援、地方税の非課税・減免措置などの避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。
- 3 平成 27 年度から開始することとされている国、地方を通じた法人実効税率の引下げの検討に当たっては、減税の穴埋めに景気回復に伴う税収の増加分を充てるのではなく、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久的な代替財源を確保すること。
- 4 消費税率 10% 引上げ時における自動車取得税の廃止など、車体課税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。
- 5 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

- 6 平成 26 年度末で適用期限を迎える船舶、農業用機械やスキー場のゲレンデ整備車等に係る軽油引取税の課税免除措置については、地域経済への影響を考慮し、平成 27 年度以降も継続すること。
また、農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税・還付措置を継続すること。
- 7 ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果が期待されるとともに、大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金として活用され、当該団体の復興にも役立つものであることから、住民税の持つ負担分任の性格を損なわない範囲で制度の拡充について検討すること。
- 8 基地交付金等の所要額を確保すること。
- 9 医療機関の控除対象外消費税については、医療機関にとって大きな負担となっていることから、国民や医療機関等の負担の公平性や透明性を十分考慮した上で、制度の見直しを図ること。
- 10 中小企業の存続、更にはその躍進を図るため、事業承継に係る税制について、事業の継続に支障がないような課税方法とするなど、必要な見直しを図ること。
- 11 都市農業振興の根拠となる法律を早急に制定するとともに、都市農業振興や都市農地の保全のため、現行の都市農地制度や相続税制度等の改善を行うなどの施策を講ずること。
- 12 地球温暖化対策のための税については、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方公共団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実強化のための制度を速やかに構築すること。